

越谷市プールの安全安心要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内におけるプールの設置者に対する行政指導の指針とするため、プールの施設規準、維持管理基準及び水質基準を定めることにより、もって公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プール 貯水槽を設け、多数人に水泳をさせる施設のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校に設置されている施設以外のものをいう。
- (2) 通年プール 年間を通じて使用されるプールをいう。
- (3) 季節プール 夏季等の特定の期間に使用されるプールをいう。
- (4) 排（環）水口 プール水の排水口、循環ろ過のための取水口（吸水口）及び起流、造波、ウォータースライダー又は他のプールに循環供給するためのプール水の取水口をいう。

(使用開始届出等)

第3条 プール（貯水槽の容量が100立方メートル以上のものに限る。以下この条から第7条まで及び第9条において同じ。）の設置者は、そのプールの使用を開始しようとするときは、次に掲げる事項をプール使用開始届（第1号様式）により使用開始日の30日前までに市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) プールの名称及び所在地

- (4) プールの構造設備等の概要
 - (5) 通年プール又は季節プールの別
 - (6) プールの使用開始年月日
 - (7) プールの使用時間
 - (8) 季節プールにあつては、予定使用期間
 - (9) 管理責任者等の概要
 - (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及びその代表者の氏名
 - (11) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第4項に規定する運動施設としてのプール又は社会体育施設としてのプールにあつては、その旨
 - (12) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が設置する訓練用その他の特定の用途に使用されるプール（以下「特定用途プール」という。）にあつては、その用途
- 2 前項の規定は、季節プールの設置者が予定使用期間終了後に新たに当該プールの使用を開始しようとする場合について準用する。
 - 3 プールの設置者は、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項を変更したときは、速やかにプール使用開始届出事項変更届（第2号様式。以下「変更届」という。）により市長に届け出るものとする。
 - 4 プールの設置者は、第1項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更届により変更日の30日前までに市長に届け出るものとする。
（事前確認等）

第4条 市長は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第4項の規定による届出があつたときは、当該プールの使用が開始されるまでの間に当該職員に施設の現地調査を行わせ、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方

法により、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し別記に定める基準に適合するよう必要な措置を講じているかどうかを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による施設の確認の結果、別記に定める基準に適合しない事項があると認めるときは、当該プールの設置者に対し、当該事項の改善を指導するものとする。

(施設監視等)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による届出のあったプールについて、その使用期間中に当該職員に施設の監視を行わせ、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し別記に定める基準に適合するよう必要な措置を講じているかどうかを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による施設監視の結果、別記に定める基準に適合しない事項があると認めるときは、当該プールの設置者に対し、当該事項の改善を指導するものとする。

(勧告)

第6条 市長は、第4条第2項又は前条第2項の規定による改善の指導を行ったにもかかわらず、なお当該指導に係る事項が改善されないと認めるときは、必要に応じて、当該プールの設置者に対し、当該事項に関し必要な措置を講ずることを勧告するものとする。

(休場、再開又は廃止の届出)

第7条 プールの設置者は、連続して1月以上当該プールを休場し（季節プールにあっては、使用期間内において連続して1月以上当該プールを休場する場合に限る。）、休場後再開し、又は廃止しようとするときは、プール休場（再開・廃止）届（第3号様式）により休場日、再開日又は廃止日の10日前までに市長に届け出るものとする。

(施設基準等)

第8条 プールの施設基準、維持管理基準及び水質基準は、別記のとおりとする。

2 排（環）水口による吸込み事故防止のために必要な事項は、別記に定めるところによる。

3 プールの設置者は、プールの使用に係る公衆衛生の向上及び安全の確保を図るため、別記に定める基準の遵守に努めるものとする。

（水質検査結果報告）

第9条 プールの設置者は、別記第1項第2号オ（アを除く。）の規定によりプール水の水質検査を行ったときは、速やかにプール水水質検査結果報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

（適用除外）

第10条 貯水槽の容量が100立方メートル未満のプールについては、別記の規定（第3項を除く。）は適用しない。

2 別記第1項第1号イ、エ及びク、同項第3号ア、ウ及びオ、別記第2項第1号エ、同項第3号ア、ウ及びエ並びに同項第4号イ、カ及びコの規定は、特定用途プールについては適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、埼玉県プールの安全安心要綱（昭和49年埼玉県告示第737号。以下「県要綱」という。）の規定により埼玉県知事又は埼玉県保健所条例（昭和25年埼玉県条例第42号）により設置された保健所の長に対してなされている届出で、施行日以後において市長若しくは保健所長（以下「市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この告示の相当規定により市長等に対してなされた届出とみなす。

別記（第4条、第5条、第8条、第9条関係）

1 プールの施設基準

(1) プールの構造設備の基準

ア プール本体

(ア) 不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

(イ) 利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。

イ プールサイド及び通路

プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮し、十分な広さを有し、不浸透性材料を用い、その水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

ウ 給水設備

(ア) 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設けるなどの措置を講ずること。

(イ) 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けること。

エ 排（循）水口

吸込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取付口に吸込み防止金具を設置する等、二重構造の安全策を施すこと。ただし、排（環）水口が多数あり、かつ、個々の排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、そのうちの一つの排（環）水口を利用者の体で塞いだ場合であっても、吸込み又は吸付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に排（環）水口から離れることができること。）が明らかである等、構造上の瑕疵による吸込み又は吸付きの事故の発生の危険性がないものを除く。

オ 消毒設備

- (ア) プール水の消毒は、原則として、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- (イ) 液体塩素などの消毒剤等による危害を防止できる構造設備とすること。
- (ウ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- (エ) オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

カ 浄化設備

- (ア) プールには、原則として、消毒設備のほかに循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。
- (イ) 浄化設備の能力は、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように設定すること。
- (ウ) 循環ろ過方式の浄化設備
 - a 浄化設備の能力は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し1時間当たり6分の1以上の処理が可能であることとし、夜間に浄化設備を停止するプールにあつては、1時間当たり4分の1以上の処理が可能であること。
 - b ろ過装置の出口には、処理水質を検査するための採水栓又は測定装置を設けること。また、ろ過装置の出口における処理水の濁度が0.5度以下（0.1度以下が望ましい。）となる能力を有すること。

(エ) 取水口等はできるだけプール水の水質が均一になる位置に設けること。

キ オーバーフロー水再利用設備

(ア) オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

(イ) オーバーフロー溝を設ける場合であって、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

ク プール等の区画区分

複数のプールが設置されるなど、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プール、プールサイド等は、利用形態等に応じて、安全に区画区分できる構造であること。

ケ 適用除外

温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な温泉水が流入し、清浄度を保つことができる場合は、この号オ及びカの規定の一部を適用しないことができること。

(2) 附帯設備の基準

ア 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

イ 洗浄設備

(ア) シャワー等の洗浄設備を設けること。

(イ) 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に位置し、かつ、通過式洗浄設備とするなどプールの利用者が遊泳前に効果的に洗浄でき、容易に排水ができる構造設備とすること。

(ウ) 原則として、シャワー水等洗浄設備で用いた水をプール水と

して再利用しない構造とすること。

ウ 便所

- (ア) 男女別に、利用者数に応じ十分な数を設置すること。
- (イ) 便所の床は、不浸透性材料を用い、原則として、水洗式の構造設備とすること。
- (ウ) 衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。

エ うがい設備、洗面設備及び洗眼設備並びに上がり用シャワー

- (ア) プールサイドにうがいができ、遊泳者が唾液及びたんを吐くための設備を設けること。
- (イ) 洗面設備及び洗眼設備並びに遊泳終了者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。
- (ウ) うがい設備、洗面設備及び洗眼設備並びに上がり用シャワーは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的にしようできる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置し、かつ、飲用に適する水が供給されるものであること。

オ 換気設備

- (ア) 屋内プールにあっては、炭酸ガスの含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための構造設備を設けること。
- (イ) 効果的な換気ができるよう吸気口及び排気口の位置について適切な配慮をすること。

カ 照明設備

屋内プール又は夜間に使用する屋外プールは、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示が見えるようにするなどプール内及びプールサイドの安全措置が十分

に講じられている場合は、この限りでない。

キ くずかご

適当な場所に十分な数を備えること。

ク 資材保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤、測定機器等の必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。

(3) その他の設備の基準

ア 監視所等

(ア) 遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せるように監視所又は監視設備を設けること。

(イ) 緊急時に直ちに対処できるように適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。

イ 採暖室及び採暖槽

プールに附帯して採暖室又は採暖槽を設ける場合は、衛生的に管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

ウ 遊技設備等

遊技設備等を設ける場合は、危険防止のため、適切な構造設備のものとする。

エ 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者のものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。

オ 掲示設備

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を掲示する設備を入口その他遊泳者の見やすい場所に設けること。

2 プールの維持管理基準

(1) プール本体、附帯設備その他の設備の維持管理基準

ア 施設の清掃

- (ア) プール本体、附帯設備その他の設備は、常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。
- (イ) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。

イ 点検整備等

- (ア) 1年のうち一定の期間を定めて使用するプールにおいて使用期間の前後に十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。
- (イ) 年間を通じて使用するプールにおいて日常の清掃並びに設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じて水抜き清掃を行うこと。

ウ 換気設備

- (ア) 屋内プールにあっては、空気中の炭酸ガスの含有率が0.1%を超えないこと。
- (イ) 2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
- (ウ) 空気中の炭酸ガスの含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上120cm以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。
- (エ) 施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。
- (オ) 基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

エ 排（環）水口の確認

- (ア) 排（環）水口の金網や格子鉄蓋等が正常な位置にあることを確認すること。
- (イ) 触診、打診等により、金網等の欠損・変形がないこと及びそ

れらを固定しているネジ、ボルト等の固定部品の欠落・変形がないことなどを確認し、必要に応じて交換するなどの措置を講ずること。

オ 消毒剤等の管理

- (ア) 消毒剤、遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬、測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等に十分注意すること。
- (イ) 使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。
- (ウ) プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れることなどによる危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等関係法規の規定を遵守し、適切に管理すること。

カ 循環系統の管理

- (ア) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。
- (イ) 新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。
- (ウ) オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

キ 洗浄水の温度

シャワー水等に用いる洗浄水については、利用者が快適な効果的に洗浄できるように、温水を使用するなど、温度を適切にすること。

ク 排水

プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

ケ 使用時間終了後の点検等

プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び附帯設備を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

コ エアロゾルを発生させやすい設備等の管理

(ア) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

(イ) レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

(2) プール水の管理

ア プール水

(ア) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を次項のに定める水質に保つこと。

(イ) 新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

(ウ) プール水の温度は、原則として、 22°C 以上とすることとし、プール内で均一になるように配慮すること。

イ 換水

(ア) 一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることによりプール水の浄化を行ういわゆる入替え式プールは、少なくとも5日に1回はプール水の全量を入れ替え、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるように努めること。

(イ) 入替え式プールの全換水時には、汚染物を換水後のプール水に移行させないよう、排水後にプール本体を十分清浄するとともに、常に藻の発生防止に努めること。

ウ 浄化設備等の運転及び管理

(ア) 浄化設備は、原則として、一日中運転し、ろ材の洗浄又は交

換を随時行うこと。

- (イ) 浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間にやむを得ず運転を停止する場合には、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- (ウ) 循環ろ過方式による浄化設備のろ過装置の出口における処理水の濁度の検査を行うことにより、ろ過装置が正常に稼動していることを確認すること。
- (エ) ろ過装置は、その出口における処理水の濁度が0.5度以下（0.1度以下が望ましい。）となるよう維持管理すること。
- (オ) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

エ 消毒

- (ア) プール水は、常に消毒を行うこと。
- (イ) 遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるように管理すること。

オ 水質検査

- (ア) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については毎日午前中1回異常及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を行うこと。
- (イ) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を行うこと。
- (ウ) 総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年プール及び夏季に使用される季節プールにあつては6月から9月までの時期、それ以外の時期に使用されるプールにあつては水温が高めの時期とすること。）を行うこと。
- (エ) 定期的に行うこと。
- (オ) 利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水

質検査の回数を適宜増やすこと。

- (カ) 水質検査の試料採水地点は、長方形のプールでは原則としてプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過装置の取入口付近とし、その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じて適切な地点を選ぶこと。

カ 水質検査不適合時の措置

- (ア) 遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/l を下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を 0.4 mg/l 以上としてから遊泳を再開すること。
- (イ) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。
- (ウ) 一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤濃度の管理にも十分留意して改善を図ること。
- (エ) 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4 mg/l を下回ったときはこの号カ(ア)の措置を講じ、 0.4 mg/l 以上であったときは大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
- (オ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合のこの号カ(ア)及び(エ)の適用については、同号カ(ア)中「塩素剤」とあるのは「二酸化塩素」と、同号カ(ア)及び(エ)中「 0.4 mg/l 」とあるのは「 0.1 mg/l 」と読み替えるものとする。この場合において、二酸化塩素濃度が 0.4 mg/l を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2 mg/l を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(3) 管理責任者等

ア 管理責任者

プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。

イ 衛生管理者

(ア) プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。

(イ) プールにおける安全及び衛生について知識及び技能を持つ者を充てること。

(ウ) プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は、同一の者が兼ねることも差し支えないこと。

ウ 監視員

監視所又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視する監視員を置くこと。

エ 救護員

(ア) プールの全域の安全確保に配慮する救護員を置くこと。

(イ) プール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。

(ウ) 応急救護の訓練を受けた者を充てること。

(エ) スイミングクラブ等においては、当該スイミングクラブ等の指導者でプール内又はプールサイドにいる者を救護員の一部分とみなして差し支えないこと。

(オ) 監視員を充ててもよいこと。

(4) 管理責任者等の遵守事項

ア 遊泳禁止者等

(ア) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある者

ることが明らかである者には、遊泳させないこと。

(イ) 単独での遊泳が困難な者には、付添者を求めること。

イ 掲示

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。

ウ 利用者数

(ア) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

(イ) プールの構造設備に見合ったものとし、利用者の安全や衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置を講ずること。

エ 利用者に対する指示事項

(ア) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのある物をプールに持ち込ませないこと。

(イ) 飲食物等をプールサイドに持ち込む場合には、プール及びプールサイドを汚染しないようにさせること。

(ウ) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄（排便等によりプールサイドを離れた場合を含む。）を徹底させること。

(エ) オーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

オ 衣類等の保管

遊泳者等が衣類及び携帯物を安全かつ衛生的に保管できるように留意すること。

カ プール等の利用の区分

複数のプールが設置されるなど多様な年齢層の利用や多様な利用形態が見込まれる場合には、事故防止のため、プール、プールサイド等を利用形態等に応じて、区画区分して利用させること。

キ 日誌

プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。

ク 報告等

(ア) プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに市長に報告すること。

(イ) 事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに、速やかに市長に報告すること。

ケ 貸与品等の管理

(ア) 水着その他直接身体に触れる物で遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。

(イ) 不特定多数の者が使用する物についても必要な衛生的管理を行うこと。

コ 従業者の訓練等

(ア) 万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、対応等を定めた手引書を作成しておくこと。

(イ) 連携する医療機関を定めておくこと。

3 プール水の水質基準

(1) 水素イオン濃度

pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。

(2) 濁度

2 度以下であること。

(3) 過マンガン酸カリウム消費量

12 mg/ℓ以下であること。

(4) 残留塩素濃度

ア 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/ℓ以上（1.0 mg/ℓ以下であ

ることが望ましい) であること。

イ 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合には、プール水の二酸化塩素濃度は、 0.1 mg/l 以上 0.4 mg/l 以下であること。

ウ プール水の亜塩素酸濃度は、 1.2 mg/l 以下であること。

(5) 大腸菌

検出されないこと。

(6) 一般細菌

200 CFU/mg 以下が望ましいこと。

(7) 総トリハロメタン

おおむね 0.2 mg/l 以下が望ましいこと。

(8) 水質基準に係る検査方法

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

イ 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

ウ 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

(9) その他

ア オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、この項第1号から第7号まで（第4号イ及びウを除く。）に定める基準を適用するものであること。

イ 温泉水を原水として使用するプールであって常時清浄な温泉水

が流入し清浄度を保つことができる場合には、この項第4号の規定を適用しないことができること。また、原水である温泉水の清浄によっては、この項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に定める基準の一部を適用しないことができること。